

社団法人長野県建築士会定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、社団法人長野県建築士会（以下「本会」という。）という。

(目 的)

第2条 本会は、建築士の使命とその職務を全うするため建築士の指導連絡に関する事務を行い、併せて、会員相互の親和と協力のもとにその品位の向上及び建築士業務の改善進歩を図り、もって社会に貢献することを目的とする。

(事 業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 建築士業務の進歩改善のために必要な調査研究
- (2) 会員の品位の保持向上のために必要な施策
- (3) 講演会、展覧会、見学会等の開催
- (4) 建築行政への協力及び関係諸団体との協力活動
- (5) 官公庁等からの受託業務
- (6) 機関紙の発行並びに前各号に関する印刷物の刊行及び図書のおっせん頒布
- (7) 会館の運営並びに管理
- (8) その他本会の目的達成に必要な事業

(事務所)

第4条 本会は、事務所を長野市大字南長野字宮東 426 番地 1 長野県建築士会館内におく。

(支 部)

第5条 本会は、別に定める地域ごとに支部をおく。

2 支部の運営は、別に定める長野県建築士会支部運営規程によるものとする。

第2章 会 員

(会員の種別)

第6条 会員の種別及び資格は次のとおりとし、正会員をもって民法上の社員とする。

- (1) 正会員 長野県内に住所又は勤務場所をもつ建築士
- (2) 準会員 長野県内に住所又は勤務場所をもつ者で、建築士の資格を得ようとするもの
- (3) 賛助会員 個人又は団体であって、この会の目的、事業を賛助するもの

(会費及び入会金)

第7条 会員の会費及び入会金は、長野県建築士会運営規程で定める。

(入 会)

第8条 会員になろうとする者は、所定の手続きを経て理事会の承認を得なければならない。

2 前項の承認を得た正会員及び準会員の会員としての効力は、前条に定める入会金を納めたとき生ずる。

(会員の権利)

第9条 会員の権利は、次のとおりである。

(1) 正会員は、総会における議決権並びに役員の選挙権及び被選挙権を有する

(2) すべての会員は、会誌及び機関紙の配布を受ける

(3) すべての会員は、本会の行なう事業及びその運営に関し意見を述べることができる

(権利の停止)

第10条 会員で会費に未納が6か月以上に及ぶ場合は、会員の権利を停止することがある。

(除名、復権)

第11条 会員が次の各号の一に該当するときは、理事会の議決を得て、除名することができる。

(1) 本会の名誉を傷つけ、又は本会の目的に反する行為をしたとき

(2) 1年以上会費を納めないとき

(退 会)

第12条 退会しようとする者は、未納の会費を完納した上退会届を提出しなければならない。

2 会員は、次の場合退会したものとみなす

(1) 会員が死亡したとき

(2) 会員が資格を失ったとき

第3章 役員及び事務局

(役 員)

第13条 本会に次の役員をおく。

会 長 1人

副会長 6人以内

理 事 20人以上 26人以内(うち常務理事6人以内、会計理事1人)

監 事 3人

評議員 第5条に規定する支部ごとに、支部選出数に関する規程による人員数

2 会長、副会長及び理事をもって民法上の理事とする。

(役員の選出)

第14条 会長及び副会長は、正会員のなかから評議員会において、候補者を推せんし、総会において選任する。

2 理事は、各支部長をもってあてるほか会長が正会員のなかから指名した者とする。

3 常務理事及び会計理事は会長が理事のなかから指名した者とする。

4 監事は、正会員及び正会員以外の者のなかから評議員会において候補者を推せんし、総会において選任する。

5 評議員は、各支部ごとに当該支部所属の正会員のなかから選挙によって決める。

6 4項及び5項の役員は、他の役員を兼ねることができない。

(役員の職務権限)

第15条 会長は、本会を代表し、会務を総理し、総会及び理事会の議長となる。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ定めた順序によりその職務を代行する。

3 理事は、理事会の議決に基づいて会務を処理する。

4 常務理事は、会長の指示を受け、常務を処理する。

5 会計理事は、本会の会計を掌り、本会の財産を管理する。

6 監事は、民法第59条の職務を行う。

7 評議員は、評議員会で重要会務を審議し及び議決する。

(役員の任期)

第16条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補充の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、その任期満了後又は辞任後であっても、後任者の就任までその職務を行なう。

(名誉会長、顧問、相談役及び参与)

第17条 本会に、名誉会長、顧問、相談役及び参与をおくことができる。

2 名誉会長、顧問、相談役及び参与は、評議員会又は総会に諮り、会長が推せんする。

3 名誉会長、顧問及び相談役は、会長の諮問に応じ、かつ、各種会議に随時出席して意見を述べることができる。

(事務局)

第18条 本会は、会務を処理するため、事務局を設け、事務局長その他必要な職員をおく。

2 職員の任免は、理事会の議決を得て会長が行う。

3 事務局長は、すべての会議に出席し意見を述べるができる。ただし、議決に加わることはできない。

第4章 会 議

(会議の種類)

第19条 本会の会議は、次の3種とし、会長がこれを招集する。

- (1) 総 会
- (2) 理 事 会
- (3) 評議員会

(総会の招集)

第20条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 通常総会は、毎年1回これを開催する。

3 臨時総会は、次の場合に開催する。

- (1) 理事会又は評議員会で必要と認めるとき
- (2) 正会員の5分の1以上、又は監事から会議に付議すべき事項を示して要求があったとき

(総会の通知)

第21条 総会の招集は少なくとも開催日の10日前までに、その日時、場所及び付議すべき事項を示し、郵便又は会誌をもって会員に通知しなければならない。

(総会の成立)

第22条 総会は、正会員の10分の1以上が出席しなければ開催することができない。

2 総会の議決は、出席正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

(総会の議決権)

第23条 正会員は、1個の議決権を有し、やむを得ない理由のため出席できない場合は他の出席正会員にこれを委任することができる。

2 議決権の委任方法は委任状による。

3 前項の規定による委任に限り、これを出席とみなす。

(総会の議決事項)

第24条 総会では、この定款で定めるもののほか、次のことを議決する。

- (1) 事業計画、予算及び決算並びに財産目録の承認に関する事項
- (2) その他評議員会又は理事会が必要と認めて提出した事項
- (3) その他会長が必要と認める事項

(理事会の組織等)

第25条 理事会は、会長、副会長及び理事をもって構成し、会長が必要と認めるときこれを招集する。

(理事会の議決事項)

第26条 理事会は、この定款に定める事項のほか、次のことを議決する。

- (1) 事業の執行に関すること
 - (2) 総会の議案に関すること
 - (3) 財産管理に関すること
 - (4) 委員会の設置又は廃止に関すること
 - (5) その他会長が必要と認める事項
- (評議員会の組織等)

第27条 評議員会は、会長、副会長及び評議員をもって構成し、会長が毎年1回定期にこれを招集する。ただし、理事会が必要と認めるとき、又は10人以上の評議員から要求のあったときは、会長はこれを招集しなければならない。

- 2 議長は、評議員の互選による。
 - 3 理事は、評議員会に出席し意見を述べることができる。ただし、議決に加わることができない。
 - 4 評議員会は、急施を要する場合は文書によって行うことができる。
- (評議員会の議決事項)

第28条 評議員会は、この定款に定める事項のほか、次のことを議決する。

- (1) 定款施行に必要な規程の制定又は変更に関すること
 - (2) その他会長が必要と認める事項
- (理事会及び評議員会の議決)

第29条 理事会及び評議員会は、これを構成する理事又は評議員の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

- 2 理事会及び評議員会の議事は、出席した理事又は評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決める。
- 3 第23条の規定は理事会又は評議員会の議決について準用する。

第5章 資産及び会計

(基本財産)

第30条 本会に、基本財産をおく。

- 2 基本財産は、別紙財産目録中基本財産として記載された財産、基本財産にすることを指定して寄付された財産及び総会で編入議決をした財産で構成する。
- 3 基本財産はこれを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、総会の議決を経、かつ、長野県知事の認可を得て、その一部を処分し、又は担保に供することができる。

(経費の支弁)

第31条 本会の経費は、入会金、会費、資産又は事業から生ずる収入、寄付金及びその他の収入をもって支弁する。

(現金の保管)

第32条 資産のうち現金は、郵便局若しくは確実な金融機関に預け入れ、信託会社に信託し、又は国債若しくは確実な有価証券に換えて保管するものとする。

(予算及び決算)

第33条 本会の収入・支出予算は、年度開始前に理事会の議決を経て、総会の承認を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じて収入・支出することができる。

3 本会の収入・支出決算は、毎事業年度終了後、2か月以内に年度末現在の財産目録とともに、監事の監査を経て、総会の承認を受けなければならない。

(特別会計)

第34条 本会は、必要があるときは理事会の議決により、特別会計を設けることができる。

(会計年度)

第35条 本会の会計年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(財産不配当)

第36条 本会の収入及び財産は、会員に配当することができない。

第6章 委員会

(委員会)

第37条 本会は、会務運営及び第3条の事業遂行のために必要な委員会を設けることができる。

2 委員会の運営については、別に定める長野県建築士会委員会運営規程によるものとする。

3 委員は、会員の中から選考し、理事会の議決を経て会長が委嘱する。

第7章 補則

(定款の変更)

第38条 定款を変更するときは、総会において出席正会員の4分の3以上の同意を得、かつ、長野県知事の認可を受けなければならない。

(規程)

第39条 定款の施行について必要な規程の制定又は変更は、理事会及び評議員会の議決を経て会長が定める。

(表 彰)

第40条 団体又は個人の表彰については、別に定める長野県建築士会表彰規程による。

附 則

1 この定款は、民法第38条の規定により長野県知事の認可のあった日から施行する。(昭和45年1月21日)

2 現に長野県建築士会の役員の任期は、この定款が変更されたときに満了するものとする。

附 則

この定款は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則

この定款は、昭和50年4月1日から適用する。

附 則

この定款は、昭和52年4月1日から適用する。

附 則

この定款は、昭和59年4月1日から適用する。

附 則

この定款は、昭和61年4月1日から適用する。

附 則

この定款は、平成9年4月1日から適用する。

附 則

この定款は、平成12年4月1日から適用する。

附 則

この定款は、平成15年4月1日から適用する。